

特集 《日本弁理士会 知的財産支援センター設立 15 周年記念》

中国支部の知的財産支援活動と 支援センターの役割について

日本弁理士会 中国支部 支部長 木村 正彦



今回パテント誌に寄稿するに当たり、パテント誌の読者の大部分が、三大支部（関東、東海、近畿）に所属される会員であることを踏まえて、老婆心ながら中国支部について簡単に説明させていただきます。

中国支部は中国五県（広島・岡山・鳥取・島根・山口）を対象として、平成 17 年 12 月 21 日に設立されました。支部室は広島県広島市中区鞆町 13 - 14 新広島ビルディング 4 階に置かれており、広島名物の路面電車も走るメインストリートに面した場所です。なお、余談ですが、路面電車の「胡町」駅の直ぐ近くで、広島の繁華街である紙屋町や、皆様もご存じであろう原爆ドームにも近い場所ですので、他支部の会員の皆様にも気楽に訪問していただければと思っております。

中国支部室が設けられている広島市への交通の便は、東京や大阪等の大都市からは良いのですが、中国支部の管轄内である鳥取県や島根県については、中国支部室に行くよりも東京本会に行く方が便利であるという現状です。なお、山口県についても場所によっては同様の状況となっております。

これは、中国支部の地域範囲である中国五県が、交通の便が良く、人口も多く、大企業が多く存在する瀬戸内海側の山陽地区と、交通の便が悪く、人口も少なく大企業も少ない日本海側の山陰地区とに分かれた状態となっていることによるものだと思います。

このため、中国支部に所属する会員数の状況は、平成 25 年 11 月現在従たる事務所を含めて 95 名で、広島県（55 名）岡山県（26 名）鳥取県（2 名）島根県（3 名）山口県（9 名）という状況です。

この県別の所属会員の分布を見ても、やはり、広島県と岡山県という山陽地区に集中する状況となっております。なお、鳥取県に関しては平成 25 年度半ばから、主たる事務所を置く所属会員が無い状態となってしまいました。これにより益々中国支部に所属する会員が偏在するという状況が拡大することになってしまいました。

中国支部に所属する会員の状況について、もう少し述べさせていただきますと、日本弁理士会の会員数が 1 万人を超えた状況において、先に述べたように、中国支部に所属する会員数は 1% に満たない状況であり、日本弁理士会の支部の中でも、小さい方から数えた方が早い弱小支部です。

さらには、中国支部に所属する 95 名の会員の内、従たる事務所の会員が 27 名、企業や学校法人に勤務する会員が 20 名という状況であり、中国支部に所属する会員の約半数が、中国支部の支部活動について積極的に参加し難い事情を抱えた会員であり、実際に参加してはいただけないという状態となっております。

1. 中国支部の支援活動の現状について

(1) 中国支部が単独に行っている支援活動について

中国支部が単独に行っている支援活動については、産業財産権制度の普及のため、講演会の主催、共催及び後援。地方公共団体及び関係団体主催の発明くふう展への審査員派遣や後援。無料特許相談室を開設し、産業財産権に関する相談、指導及び助言。特許庁、中国経済産業局、(社)発明協会等の関係機関・団体との交流。等であります。

① 「産業財産権制度の普及のため、講演会の主催、共催及び後援」については、中国支部単体で行うことは難しいため、行う場合は支援センターにお願いしております。ただ、他の団体等からの共催や後援の依頼があった場合には、中国支部単体でも支援を行っております。

最近では、平成 25 年 1 月 21 日 27 日に島根県において、チャレンジザ知財 2012-in-島根に講師を派遣しております。

② 「地方公共団体及び関係団体主催の発明くふう展への審査員派遣や後援」については、中国五県からの

要請に応じて、中国支部所属会員を審査員や賞状授与者の派遣を行っております。

平成 25 年度につきましては、「平成 25 年度岡山県の地方発明表彰」「第 55 回鳥取県発明くふう展」「第 16 回鳥根県学生児童発明くふう展」「第 77 回岡山県児童生徒発明くふう展及び岡山県未来の科学の夢絵画展」に中国支部所属会員を派遣しております。なお、これらの県展については、弁理士会中国支部が後援しているものもあります。

③ 「無料特許相談室を開設し、産業財産権に関する相談、指導及び助言」については、中国支部室において、毎週水曜日に中国支部主催の無料相談会を行っております。

無料相談会の相談者はほとんどが広島市及びその周辺からであります。担当弁理士は、広島県以外の支部所属会員にも協力を戴いております。私見ではありますが、本年度より知財総合支援窓口での相談可能要件が厳しくなったためか、中国支部主催の無料相談会への相談者が増加しているように感じております。

なお、特許庁（中国経済産業局）が主催し、中国五県の各地で開催されている知財総合支援窓口については、中国支部所属の会員の多くが、担当弁理士として参加しております。

④ 「特許庁、中国経済産業局、(社)発明協会等の関係機関・団体との交流他団体との交流」については、

ア. 特許庁、中国経済産業局関連では、中国経済産業局が平成 17 年 8 月に設置し、平成 25 年度も開催されている中国地域知的財産戦略会議および中国地域知的財産戦略本部知的財産推進検討ワーキンググループの両会議に、各年度の中国支部支部長が委員としての参加要請を受けおります。これらの会議に参加し、会議において諮問事項等に中国支部を代表して回答しております。

イ. (社)発明協会等の関係機関・団体との交流につきましては、各県の発明協会とは、知財総合支援窓口の支援を通じて交流しております。

ウ. その他の関係団体としては、中国五県の弁護士会や司法書士会等の士業団体単体との交流や、弁護士会の仲裁センターへの専門委員の派遣等を行っております。また、中国五県の各県単位の士業ネットワークに属して、士業ネットワークが開催する相談

会に中国支部所属会員が参加しております。

なお、昨年度から中国経済連合会の会員になりました。中国経済連合会は、中国五県の商工会議所や経済同友会等の各種経済関係の 108 団体と、中国五県の主要企業である中国電力（株）やマツダ（株）等を代表とする 529 社の企業法人が会員となっている団体です。中国支部が中国経済連合会の会員になることで、会員企業と交流し、日本弁理士会及び中国支部の周知活動が行えればと考えております。

(2) 中国支部が支援センターに依頼して行った支援の状況について

① 鳥根県および鳥根県教育機関との知財支援協定に関して

平成 17 (2005) 年 5 月 18 日 鳥根県・鳥根大学・松江工業高等専門学校と特許の取得と活用についての支援協定が締結されました。

平成 20 (2008) 年 3 月 26 日 鳥根県等との支援協定締結期間の満了

② 鳥取県との知財支援協定に関して

平成 18 (2006) 年 5 月 11 日 鳥取県と知財支援協定締結

平成 20 (2008) 年 4 月 1 日 鳥取県と知財支援協定に関する取決めを再締結

平成 21 (2009) 年 7 月 16 日 鳥取県と知財支援協定を再締結

平成 22 (2010) 年 9 月 9 日 鳥取県と知財支援協定に関する覚書を再締結

平成 23 (2011) 年 3 月 31 日 支援協定の満了

また、この支援協定に関して支援センターと共に、平成 21 (2009) 年 7 月 16 日に「知的財産フォーラム in 鳥取」の開催および平成 20 (2008) 年に「知的財産セミナー」を鳥取県各地で 17 回、平成 21 (2009) 年～平成 22 (2010) に「知的財産セミナー 2009」を鳥取県各地において、計 12 回開催しております。

③ 広島県における支援センターと共に行った支援について

平成 20 (2008) 年 9 月～10 月に計 4 回 福山市において「ICT ベンチャー知的財産戦略セミナー」を開催しております。

平成 20 (2008) 年 5 月 30 日に「知財ものづくりシンポジウム in 広島」および

平成 24 (2012) 年 2 月 3 日に「知的財産フォーラム in 広島」を開催しております。

④ 平成 20 (2008) 年 7 月～8 月鳥取県と岡山県において学援隊活動として、「パテントコンテスト応募前セミナー」を支援センターと共に開催しております。

2. 今後の状況について

日本弁理士会の会員の増加に伴い、中国支部においても所属会員は、設立当初から約 2 倍近くの会員となってきております。しかしながらまだ、100 名未満であり、支援センターに対しては、知的財産支援活動について支援をしていただく必要があると考えております。特に今まで述べたように、中国支部においては、鳥取県と島根県については厚い支援活動を行って

いるにも関わらず、鳥取県と島根県に事務所を構えて活動する中国支部に所属する会員は大変少ない状況であり、これらの県に対して今後も、支援センターと共に支援活動をする必要があると考えております。

また、学生や生徒に対する知的財産についての啓蒙活動については、個々の所属会員が個人として行っているのが現状であり、中国支部が主体となった支援活動が行えてないのが現状です。今後予想される、教育機関等についての支援活動についても、支援センターと共に支援活動を行う必要があるように思っております。



以上
(原稿受領 2013. 12. 11)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。

(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

広報・支援・評価室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

